

2015年度 NO. 2 2015. 7. 31

目次

1. 魚粉飼料高騰の余波（その2）

飼料額高騰の余波を受けて、大阪府内で排出される魚アラも田尻町の中継基地に持ち込まれていることがわかった。目先の利益に目がくらみ業界全体が危機に陥る事態は避けなければならない。

2. 第16回総会報告

今年度は、理事会も総会も儀式的でなく、会員が会の運営の基本的な問題について語りあえる会議になり、簡潔な表現の事業報告や事業計画の内容に関する質問が増えた。世の中全体でなく会員のしたいことの意味を互いにホンネで語り合える場になりつつある。正会員も賛助会員も？と思うことがあれば是非尋ねてください。

3. ペットボトルリサイクル事業の可能性（その3）

関東では、ペットボトルも集団回収の品目になっていて報奨金も支払われている自治体がある。大阪市の近郊都市と、収集費・選別保管費・パッカー車一台当たりの費用について比較をしたので報告する。

4. 環境川柳を作ってください

皆さんから環境川柳を募集します。優秀作品には犬鳴豚が当たります。

5. シティズンホームライフ協会との協働事業

シティズンホームライフ協会は街づくり夢基金（生協エスコープ大阪の呼びかけで設立されたコミュニティファンド）の助成を受け、当会と共催で「大阪の食品残渣を活用した農畜産物材料利用の手作り餃子の試食会」の事業を行っている。試食会で感じたことをレポートする。

6. 料理教室の案内

「大阪の食品残渣を活用した農畜産物材料利用の手作り餃子の試食会」の一環として料理教室を開催します。プロの料理人から餃子の作り方ほかを学びます。

魚粉飼料高騰の余波（その2）

前号の（その1）では、奈良県の県営中央市場から排出される魚アラの処理費が今年度マイナス33円/kg（買い取り）で落札され、奈良県内のスーパー等から排出される一般廃棄物としての魚アラとともに、大阪府の田尻町にある『境港市の魚アラ加工業者が設置した中継施設（大型冷蔵庫）』に持ち込み買ってもらっているという現状を報告しました。

大阪府内では、昭和62年2月に大阪府主導のもと府下市町村において大阪府魚腸骨処理対策協議会を設置し、府内における魚腸骨の処理、適正な処理と魚粉・魚油への再生利用を目的に、小島養殖漁業生産組合岸和田フィッシュミール工場に処理を委託し、府内で排出される魚アラは全量小島養殖漁業生産組合に搬入・資源化されておりました。

しかし、今回の飼料額高騰の余波を受けて、大阪府内で排出される魚アラも田尻町の中継施設に持ち込まれていることが明らかになりました。府内での魚アラの収集・運搬には「再生利用指定制度」に基づく指定許可が必要になるのですが、今回明らかになった物は有価物として買い取ったので「再生利用指定制度」の適用は不用としたり、一般廃棄物であるのに産業廃棄物として集めた物と思われます。当会が調べたところでは、中継施設へ搬入した業者は4社で大阪府部分はA社。奈良県・和歌山県部分はB社。兵庫県部分はC社。施設設置者D社となっており、これら全て全大阪魚蛋白事業協同組合員となっています。

また中央卸売市場（本場・東部）・北部市場において一部の排出事業主が有価物として売買契約（1～2円/kg）を結ぶという事態が進行しています。この買主は全大阪魚蛋白事業協同組合の組合員となっており

府内で回収された魚アラの中継施設への搬入量は日量で5t以上にも及んでいるようです。

魚粉飼料高騰の波は長続きせず逆の波も来ることは、紙類等の波を見ても充分予測できその時に最も困る事業者は少量の排出先から収集している零細事業者です。今回の排出先は何れも多量排出者ですから1円/kg程度で買い取るという脱法行為をしても運送費分は賄えますが、日量20kg程度の排出先では運送費は当然賄えませんから、これら少量排出事業者は昔のように焼却工場に搬入することも出来ず困ってしまうことは必至です。目先の一時的利益に目がくらみ業界全体を窮状に追い込んでしまう業者がいることは誠に残念に思います。大阪府全体の共同処理委託事業が危機に陥る事態だけは避けなければならないと思います。

このような問題が拡大するのは大阪府下の市町村なら熟知している関係法令を知らない行政が多いからです。そこで以下では環境省通知、環境省訪問、大阪市、松原市の法令の調査結果を報告します。

（1）環廃産廃発1303299号『行政処分の指針について(通知)』の「4 事実認定について」の(2)廃棄物該当性の判断について：

廃棄物とは(中略)廃棄物は、不要であるべきために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は

廃棄物の処理であり、法の適用があること。

(2) 環産産廃発 130329111 号

- 1 (略) 引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。
- 2 廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため(略) 次の点にも留意する必要があること。
 - (1) 再生利用にあつたては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。



大阪府田尻町の中継施設

(3) 環境省へ再生利用指定制度について尋ねる

平成 27 年 6 月 12 日 (金) 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課を訪問したところ再生利用指定制度によって指定を受け一般廃棄物の収集・運搬することは適法であるが、許可のない収集・運搬は全て廃棄物処理法違反となる。

また市町村内において、実際に事業系一般廃棄物として再生処理されているのであれば、各市町村が策定する一般廃棄物処理実施計画において動植物性残差(魚アラ)が位置づけられるべきである。

(4) 大阪市一般廃棄物処理実施計画(平成 27 年度)を調べる

キ、なお魚あらについても大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努める。

(5) 松原市一般廃棄物処理実施計画(平成 27 年度)を調べる

一般廃棄物の処理主体及び処理方法：事業系一般廃棄物に当たる魚あらについては、大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、市外の民間施設で資源化に努める。

(杉本 照夫記)

第 16 回通常総会の概要報告

第 16 回通常総会は、6 月 20 日（土）、大阪市西区千代崎の平川事務所で開催され、下記事項が承認可決されましたのでその概要を報告致します。

記

1. 平成 26 年度事業報告

実施された主な事業は次の通り。

- ① 情報提供事業（年 6 回の会報発行及びホームページによる情報発信。ホームページによる情報発信については、ホームページ上で会報のすべてのページを閲覧できるようにしている。）
- ② 2007 年 7 月からの市民派市議員との「ごみ問題学習会」事業は前年度の事業を継続した。
 - ・島本町は、ごみ処理施設を単年度でなく 10 年の長期間に渡り民間事業者へ委託する計画を立てて遂行し始めた。この問題に関心を持つ町会議員と学習会を行った。
 - ・豊中市・伊丹市クリーンランドの焼却施設建設問題に引き続き関わり、事務局に質問を提出する活動を粘り強く継続した。煙突出口での塩化水素濃度を当初の計画 10ppm の 1 割にする用意があることを表明させるという成果が得られた。残る課題は高層住宅の高層階での塩化水素濃度の測定実施であるが、まだ行うという回答はもらえていない。（2014 年度会報 No1）
 - ・必要経費積算手法の「中間報告」をまとめ、2 月末に河南町での会合で責任者が発表した。
- ③ 大阪市の可燃ごみ半減政策問題については、大阪府下の他団体及び大阪府が参加した「大阪ごみ減量推進会議」に当会は幹事団体として主に事業部会活動の一端を担い、大阪府が計画しているコミュニティ回収事業の実施に協力した。同事業は大阪府が実施している紙ごみ回収を地域団体の集団回収に肩代わりしてもらおうとする試みであるが、港区の一団体との協働事業体制の端緒を見つけることができた。
- ④ 豊能町の住民団体「とよの町民会議」が取り組んでいるダイオキシン含有廃炉残渣物を現施設で処理してもらう課題の解決に協力した。（2014 年度会報 No1）
- ⑤ 大阪府中央卸売市場から排出される保冷剤とペットボトルのリサイクル事業化の可能性を探る調査に着手した。（2014 年度会報 No6）
- ⑥ 国が制定したパソコンリサイクル法は処理料金前払い制と言われてきたが、メーカーの自主的取り組みであるから、市町村は回収義務が無くなったという見解は誤っていることを調べた結果が月間廃棄物 2015 年 2 月号に掲載された。（2014 年会報 No5）
- ⑦ 廃パソコンのリサイクル運搬事業化の可能性を探る調査に着手した。
- ⑧ 会員の会運営についての意見を聴く 2 年間の活動は好コミュニケーションツール(理事の川上さんの協力による「犬鳴パーク」贈呈)により好評のうちに終えることができた。

2. 平成 26 年度収支報告（単位：円）

【収入の部】

前期繰越	1,659,005
当期収入	
会費	197,500
寄付	10,000
雑収入	166

【支出の部】

当期支出	
事業費	114,141
管理費	114,801
計	228,942

計	207,666	次期繰越	1,637,729
合計	1,866,671	合計	1,866,671

3. 平成 27 年度事業計画

主な事業計画は次の通り。

- ① 情報提供事業
年 6 回の会報発行及び会報の HP 掲載による情報発信を継続する。
- ② 市民派市議員を中心にした「ごみ問題学習会」を今年度も 2 か月に 1 回のペースで行い、今後取り組むべき課題を探し取り組む。
- ③ 大阪市環境局との協同事業の一つである紙ごみ回収システムの再編事業を、大阪ごみ減量推進会議の一員として積極的に実践する。
- ④ 廃棄物処理法、小型家電リサイクル法、それに関連する条例、要項などの改正問題に積極的に取り組む。この一環としてパソコンリサイクルのための収集運搬事業化可能調査に焦点を絞る。
- ⑤ 保冷剤とペットボトルの事業化可能性調査を引き続き行う。
- ⑥ シティズンホームライフ協会との協働事業の「大阪の拘り農産物」と犬鳴ポークを入れた餃子の試食活動を行う。
- ⑦ 大阪府下のごみ焼却施設の現状を調査し、関連自治体で一部事務組合を結成し統合することに対する諸課題を整理する。
- ⑧ 会員の会運営についての意見を聴くコミュニケーションツール（理事の川上さんの協力による「犬鳴ポーク」贈呈）活用事業は、新形式を整え実施する。

4. 平成 27 年度収支予算 (単位：円)

【収入の部】		【支出の部】	
前期繰越	1,637,729	当期支出	
当期収入		事業費	130,000
会費	195,000	管理費	110,500
寄付	10,000	予備費	0
雑収入	0	計	240,500
計	205,000	次期繰越	1,602,229
合計	1,842,729	合計	1,842,729

5. 補欠役員選任

監事 2 名の辞任のため、補欠選任により監事の選任を行い、監事 1 名が選任された。

監事 石井 久義

以上
 <文責：水川>

ペットボトルリサイクル事業の可能性（その3）

（1）松戸市・市原市・四街道市は集団回収品目にしてている

殆どの行政で紙類とアルミ缶は集団回収品目になっていますがペットボトルは対象外です。対象品目になっている行政を調べてみると千葉県松戸市・市原市・四街道市が該当しました。3市のペットボトルの集団回収の奨励金を調べると以下ようになります。

	回収団体	回収業者
松戸市	10円/kg	63円/kg
市原市	4円/kg	30円/kg
四街道市	20円/kg	100円/kg

紙類、空き缶類などは数円/kgですからペットボトルのそれは市原市を除き10円/kg、20円/kgとかなり高くなっています。また3市とも回収業者にも奨励金を支払っている特長があります。また市原市と四街道市は集団回収と行政回収を併用していますが、松戸市は集団回収と市内のスーパー等の協力店舗32店からの直営収集の2ルートです。集団回収団体は約470団体あり一年間で約1455t回収しています。協力店舗32店からの回収量は88tとなっていますから合計で1543tとなります。

市民の協力度を比べるため大阪市、人口規模が同じ東大阪市と私の住んでいる枚方市とくらべてみました。大阪市は人口約270万人で異物を除いたペットボトル資源化量は6535tです。人口は松戸市の約5.6倍ですが、資源化量は4.2倍となっているから人口あたりの回収量は松戸市の方が多くなっています。東大阪市は人口約50万人でペットボトル回収量は877t、これから異物を除去した量は807tとなっていますから松戸市の約半分です。枚方市（人口約41万人）の場合ペットボトルと容器プラを混合して回収し、寝屋川市などと共同で運営しているリサイクル施設でペットボトルと容器プラに分別しています。そのデータを見ると26年度の選別量は約300tですから松戸市の1/5程度です。

これらのデータからペットボトルを集団回収品目の一つに位置づけことで回収量が増える可能性が高いことがわかります。

（2）収集費と選別保管費は？

松戸市は回収してくれるリサイクル業者に63円/kg支払っています。この額は収集費と選別保管費を含んだ額であると思います。リサイクル業者は直接選別業者に持ち込んでいるので松戸市は選別保管費を支払っていないからです。

行政回収の場合リサイクル業者でなくごみ収集業者や直営の職員が収集しています。この収集費や選別保管費がいくらかかっているかについて各市のHPを見ても書かれていません。HPで検索してみると、約10年前環境省とペットボトルリサイクル推進協議会が調べていることがわかりました。環境省の資料（H17・3・16中環審廃棄物リサイクル部会資料4抜粋）によると収集費約128円/kg、選別保管費75円/kg、合計203円/kgになっています。ただしこの金額は、全国平均の概算費であり現実の費用は市町村毎に大きく違うことに留意しておく必要があります。市町村毎に直営か委託か、分別品目数、収集品目数、住民の協力度等々が大きく違い、それらが全てキロあたり単価に大きく影響してくるからです。

同じ頃ペットボトルリサイクル推進協議会も別に調査していますが、それによると収集費については100円/kg～50円/kg以下と大きな差があるが、2tパッカー車1台あたりの標準経費と平均積載量を求めた結果を基に計算すると、『PETボトル単独収集システムの標準的な収集運搬コストは55.1円/kg程度と想定される。』と結論づけています。また選別・保管費についても200円/kg～20円/kg程度と大きな差があるが『ペットボトルを単独で収集し、選別効率の高い自治体の平均中間処理コストは約33.5円/程度である。』と結論づけています。合計では90円/程度です。

環境省調査の収集費選別保管費の合計は約203円/kgであるのに対しペットボトル協議会のそれは約90円/kgですからかなり差があります。調査した市町村数が前者が約2494であるのに対し、後者は主要行政21と違うのが主因と思いますが信頼できない！と短絡してはダメです。前者はアンケート調査で回答数は1586で63%しかないのに対し、後者はアンケートでなく訪問聞き取り調査しています。詳しく調査すればするほど市町村毎に大差がついてくる問題を扱っていることに気づき、自分の住む市町村の実態値を担当職員とよく話し合いながら知ろうという姿勢が最も大切です。

ここでは、これら二つの調査による収集選別費の203円/kgと90円/kgと松戸市の63円/kgを比べてみると、松戸市の方が安いからペットボトルを集団回収品目の一つに位置づけることは意味があることだけを確認することにします。

(3) パッカー車一台あたり費用で比べる

可燃ごみの収集費と焼却費の合計は概算で40円/kg程度ですからこれと単純に比べると高すぎる！と思いがちですが、可燃ごみはパッカー車に約1.7t積めるのに対し、ペットボトルは300kg程度です。重さで評価すると1/5倍程度しか積めないから松戸市の63円/kgは高く見えますが、収集車一台あたりで比べると63円×300kg≒1.9万円であるのに対し、可燃ごみでは40円×1.7t≒7万円になるからパッカー車一台あたりで比べると松戸市の方がかなり安くなっていることがわかります。ごみ処理業者が収集するとパッカー車一台あたり約5万円～6万円/日です。松戸市の場合リサイクル業者が回収しているので約2万円と安くなっている可能性もあります。このようにコストを比較する場合、ごみ処理業者かリサイクル業者かという観点から比べてみるのも大切な視点です。

(4) コスト比較で大切なこと

市民が分別品目別にごみ処理費が高いか低いかを精密に比べようとする、データが揃っていないため大まかな計算しかできないことがわかっていただけだと思います。市民にとって大切なのは自分の住んでいる市町村のごみ費の実態を担当職員と学習してよく知り、市民が関わって安くできる場所を探ることです。

(森住 明弘記)

環境川柳の募集

いつも会報の購読をありがとうございます。一昨年、昨年と2年にわたりまして、感想を聞かせて頂いた方に犬鳴豚が当たるキャンペーンを実施しましたが、好評のうちに終了いたしました。今年度は、環境に関心のない方達にも注意喚起できるよう、環境川柳を募集します。優秀作品には犬鳴豚が当たります。

応募は 大阪ごみを考える会事務局へ 〒564-0063 吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方

E-mail : info@osaka-gomi.sakura.ne.jp

シティズンホームライフ協会との協働事業（その1）

シティズンホームライフ協会は主に生ごみ類のリサイクル活動を行っています。主宰者の小寺さんは当会会員でもあります。この協会は昨年度、街づくり夢基金に応募したところ19万円余りをもらうことができました。活動内容は当会会員の川上さんが作っている犬鳴パークと協会員が生産したこだわりの有機農産物を入れた餃子を作り、環境や子供向け等の地域のイベントに出店することで、当会も共催でかかわっています。単に美味しい餃子を安く売ることが目的でなく、リサイクル養豚やこだわり農産物の意義を参加者に理解してもらうことが主目的です。この頃は座学中心の勉強会をしてもあまり来てくれないので、このようなイベントを活用して市民に理解してもらう活動を行う団体が増えています。

これまでに4月に寝屋川市、5月に羽曳野市、7月に豊中市で行われたイベントに参加してきました。私たちが作った餃子の評判は良かったのですが、ここではこれら市民団体が参加できるイベントも安全性を求める世論の影響を受け準備に予想外の時間とお金がかかるようになってきているため、事業として継続していくことは難しくなっていることをお知らせします。

（1）家庭での製作はダメ

最初にぶつかった問題は餃子を作る場所で、家庭で作ることは許されなくなっていました。食中毒事件がマスコミで報道されると、それを懸念する行政は食中毒防止対策が取られているお店や、公共施設の調理室で作る計画書を出さないと出店は認められないのです。1回目と2回目はイベント会場近くの公共施設を借りることが出来ましたが、3回目の豊中市は使う許可をもらえず吹田市の施設で行わざるを得なかったのです。豊中市は豊中市民が借りないとダメという規則を作っていたのです。

（2）携帯ガスボンベはダメ

3回目の豊中市のイベントは主に子供対象の七夕祭りイベントで、主催者は地域の商業団体が中心になった実行委員会でした。ここでぶつかった問題は携帯ガスボンベはダメという規則でした。どこかで爆発事故があると、火のそばに置かないプロパンガスボンベでないとダメという規則と、そばに性能の良い消火器を必ず置くという規則を作っていました。協会はプロパンガスボンベを持っていなかったのので、当会の川上さんが持っていたそれを借りることにしてここまで取りに行きました。

（3）酒類はダメ

三つの会場とも酒類はダメという規則があり、利益率が良い缶ビールは売ることができません。2回目までは10時～3時頃までの一般市民と子供対象のイベントですから理解しましたが、七夕まつりは以前は、夕方から夜にかけて行い、缶ビールなどの販売は許されていました。ところがお酒が入るとトラブルが多発し、近年は禁止になり時間も1時～5時までになってしまったとのことです。

（森住 明弘記）

料理教室のお知らせ

日時	平成27年9月8日（火）1時～5時ごろ（予定）	費用	無料	定員	先着20名
場所	大阪ガスハグミュージアム（大阪市西区千代崎3丁目南2-59）			講師	加山 涉さん
内容	餃子作り（焼き餃子、変わり餃子）ほか		持ち物	エプロン、筆記用具	
申し込み	水川まで TEL：06-6338-3908 E-mail： info@osaka-gomi.sakura.ne.jp				